

当座勘定規定

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
当座勘定規定（一般用）	当座勘定規定（一般用）
一 部 省 略	一 部 省 略
第2条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第2条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
一 部 省 略	一 部 省 略
第8条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払いのために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しは、届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して行ってください。 ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第8条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払いのために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
第9条（手形、小切手用紙等） ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、2026年9月30日までに振り出してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認 してください	第9条（手形、小切手用紙） ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、確認してください
一 部 省 略	一 部 省 略
⑤ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払い日から3ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払い日から3ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
一 部 省 略	一 部 省 略
第13条（手数料等の引落とし） ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、 払戻請求書 によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第13条（手数料等の引落とし） ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
一 部 省 略	一 部 省 略

改定	現行
第14条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。 一部省略	第14条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 一部省略
第17条（印鑑照合等） ① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電子的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 一部省略	第17条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電子的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 一部省略
第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 一部省略	第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 一部省略
第19条（線引小切手の取扱い） ① 線引き手形が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 以下省略	第19条（線引小切手の取扱い） ① 線引き手形が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 以下省略 以上

改定	現行
当座勘定規定（約束手形用法） 一部省略	当座勘定規定（約束手形用法） 一部省略
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください
以下省略	以下省略
当座勘定規定（為替手形用法） 一部省略	当座勘定規定（為替手形用法） 一部省略
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
以下省略	以下省略
当座勘定規定（小切手用法） 一部省略	当座勘定規定（小切手用法） 一部省略
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、</u> 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
以下省略	以下省略
以上	以上

城南夢付き定期預金“スーパードリーム”規定

新旧対照表

改 定	現 行
城南夢付き定期預金“スーパードリーム”規定 一 部 省 略	城南夢付き定期預金“スーパードリーム”規定 一 部 省 略
4. (証券類の受入れ)	4. (証券類の受入れ)
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南自動継続夢付き定期預金“スーパードリーム”規定

新旧対照表

改 定	現 行
城南自動継続夢付き定期預金“スーパードリーム”規定 一 部 省 略	城南自動継続夢付き定期預金“スーパードリーム”規定 一 部 省 略
4.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	4.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南自由金利型定期預金（M型）規定（城南スーパー定期規定）

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
城南自由金利型定期預金（M型）規定（城南スーパー定期規定） 一 部 省 略	城南自由金利型定期預金（M型）規定（城南スーパー定期規定） 一 部 省 略
3.（証券類の受入れ）	3.（証券類の受入れ）
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（城南自動継続スーパー定期規定）

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
城南自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（城南スーパー定期規定） 一 部 省 略	城南自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（城南自動継続スーパー定期規定） 一 部 省 略
3.（証券類の受入れ）	3.（証券類の受入れ）
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南自由金利型定期預金規定（城南ジャンボ規定）

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
城南自由金利型定期預金規定（城南ジャンボ規定） 一 部 省 略	城南自由金利型定期預金規定（城南ジャンボ規定） 一 部 省 略
3.（証券類の受入れ）	3.（証券類の受入れ）
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南自動継続自由金利型定期預金規定（城南自動継続ジャンボ規定）

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
城南自動継続自由金利型定期預金規定（城南自動継続ジャンボ規定） 一 部 省 略	城南自動継続自由金利型定期預金規定（城南自動継続ジャンボ規定） 一 部 省 略
3.（証券類の受入れ）	3.（証券類の受入れ）
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

期日指定定期預金規定

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
期日指定定期預金規定	期日指定定期預金規定
一 部 省 略	一 部 省 略
3. (証券類の受入れ)	3. (証券類の受入れ)
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

自動継続期日指定定期預金規定

新旧対照表

改 定	現 行
自動継続期日指定定期預金規定 一 部 省 略	自動継続期日指定定期預金規定 一 部 省 略
4. (証券類の受入れ)	4. (証券類の受入れ)
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南変動金利定期預金規定

新旧対照表

改 定	現 行
城南変動金利定期預金規定	城南変動金利定期預金規定
一 部 省 略	一 部 省 略
3. (証券類の受入れ)	3. (証券類の受入れ)
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南自動継続変動金利定期預金規定

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
城南自動継続変動金利定期預金規定 一 部 省 略	城南自動継続変動金利定期預金規定 一 部 省 略
3. (証券類の受入れ)	3. (証券類の受入れ)
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

積立定期預金規定

新旧対照表

改	定	現	行
積立定期預金規定	積立定期預金規定	積立定期預金規定	積立定期預金規定
一部省略	一部省略	一部省略	一部省略
4. (証券類の受入れ)	4. (証券類の受入れ)	4. (証券類の受入れ)	4. (証券類の受入れ)
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
以下省略	以下省略	以下省略	以上
以上	以上		

定期積金規定

新旧対照表

改定	現行
定期積金規定	定期積金規定
一部省略	一部省略
3. (証券類の受入れ)	4. (証券類の受入れ)
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
以下省略	以下省略
以上	以上

普通預金規定
新旧対照表

改 定	現 行
普通預金規定	普通預金規定
一 部 省 略	一 部 省 略
3. (証券類の受入れ)	3. (証券類の受入れ)
(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。為替による振込金も受入れます。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南決済用普通預金“あんしん口座”規定

新旧対照表

改 定	現 行
城南決済用普通預金“あんしん口座”規定 一 部 省 略	城南決済用普通預金“あんしん口座”規定 一 部 省 略
3. (証券類の受入れ)	3. (証券類の受入れ)
(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。為替による振込金も受入れます。
以 下 省 略	以 下 省 略
以 上	以 上

城南キャッシュカード規定

新旧対照表

改 定	現 行
城南キャッシュカード規定	城南キャッシュカード規定
一部省略	一部省略
3. (支払機による預金の払戻し)	3. (支払機による預金の払戻し)
一部省略	一部省略
(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、 <u>および1か月あたりの払戻し</u> は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
(3) 前項にかかわらず、当金庫および提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。	(3) 前項にかかわらず、当金庫および提携先の支払機による1日あたりの払戻しは、 <u>または1か月あたりの払戻し</u> について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
一部省略	一部省略
4. (振込機による預金の払戻し)	4. (振込機による預金の払戻し)
一部省略	一部省略
(2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。	(2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、 <u>および1か月あたりの振込</u> は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
(3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携先の振込機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。	(3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携先の振込機による1日あたりの振込は、 <u>または1か月あたりの振込</u> について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
以下省略	以下省略
以上	以上

城南ＩＣキャッシュカードについて

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
城南ＩＣキャッシュカードについて 一 部 省 略 3.（証券類の受入れ） 支払機を利用した預金払戻しにおける1日あたりの払戻しは、ＩＣチップの機能を利用した場合と、ＩＣチップの機能を利用しない場合ともそれぞれ当金庫所定の金額の範囲内とします。 以 下 省 略 以 上	城南ＩＣキャッシュカードについて 一 部 省 略 2.（支払機による預金の払戻し） 支払機を利用した預金払戻しにおける1日あたりの払戻し <u>および1か月あたりの払戻し</u>は、ＩＣチップの機能を利用した場合と、ＩＣチップの機能を利用しない場合ともそれぞれ当金庫所定の金額の範囲内とします。 以 下 省 略 以 上

城南スーパー通知預金規定

新 旧 対 照 表

改 定	現 行
城南スーパー通知預金規定 一 部 省 略 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以 下 省 略 以 上	城南スーパー通知預金規定 一 部 省 略 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以 下 省 略 以 上

納税準備預金規定

新旧対照表

改定		現行	
納税準備預金規定		納税準備預金規定	
一部省略		一部省略	
3. (証券類の受入れ)		3. (証券類の受入れ)	
(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。		(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。為替による振込金も受入れます。	
以下省略		以下省略	
以上		以上	

振込規定

新旧対照表

改定	現行
振込規定	振込規定
一部省略	一部省略
5. (証券類による振込)	5. (証券類による振込)
一部省略	一部省略
(2) 当金庫の本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当金庫が振込資金等とするために証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	(2) 当金庫の本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当金庫が振込資金等とするために証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
以下省略	以下省略
以上	以上